



ルソーとフェミニズム : フェミニズムはルソーに何を学ぶのか？

著者	浅田 淳一
雑誌名	筑紫女学園大学研究紀要
号	16
ページ	65-79
発行年	2021-01-21
URL	http://id.nii.ac.jp/1219/00001031/

ルソーとフェミニズム

— フェミニズムはルソーに何を学ぶうるか? —

浅 田 淳 一

Rousseau et Féminisme

Qu' est-ce que le féminisme peut apprendre de Rousseau

Junichi ASADA

ルソーは、従来は、一方的に女性差別主義者として位置づけられてきたと思われる。その嚆矢は、メアリ・ウルストンクラフトの『女性の権利の擁護』(Wollstoncraft, M., 1791)であろう。一方で、ルソーの信奉者であったウルストンクラフトは、ルソーが、その『エミール』第五編でエミールの配偶者となるべきソフィを男性とは全く別様に育てようとしたことに異議をとなえ、ルソーが家父長制的な男女差別の支持者であり、男女役割分業の推奨者に成り下がってしまったことを嘆くのである。また、現代でも、フランスのエリザベット・バダンテールは、その著書『母性という神話』(Badinter, E., 1987)で、ルソーの差別主義を鋭く批判してきた。ルソーが、母性は男性ではなく、女性にのみ自然的に備わっているとして、子育てを女性に押し付けていく伝統を創始した張本人だというのである。そうした批判は、例えば、フランス革命期のオランプ・ド・グージュの、人権宣言の人間に、女性が入っていなかったことへの異議申し立て (Olympe de Gouge, 1791) と同じ文脈に属しており、女性に男性と同じ人権を獲得させようという運動方向を指し示していると言えよう。

その一方で、ルソーは、また全く別の方向からも非難されつつある。ルソー研究者である私にとって切実なのは、むしろこちらの批判である。それは、ケアに着目する政治学からの批判である。それは、ルソーが社会契約の前提として自由で独立な個人を前提していることに対する批判であり、この批判は、近代の全ての契約主義の思想家に対して向けられている根源的批判なのである。つまり、それは、契約の主体として自由で独立な個人のみを前提することによって、その契約の恩恵を受けるべき人々をも、同じように自由で独立な個人に限定してしまい、それによって、依存を余儀なくされるような人々 (身体的・精神的な障害を持つ人々や、乳幼児や老人たち) を政治の主体から排除してしまっているという批判である⁽¹⁾。

ルソー研究者としては、こうした根源的な批判に対する態度を決定せざるを得ない窮地に立たされていることを実感せざるを得ないのが実情である。

そこで、本研究では、この二つの方向からの批判を先ず検討し (第一章・第二章)、その上で、それにも関わらず、現代に生きる我々がさらにルソーに学ぶうることはあるのか (第三章) ということを、フェミニズムとの関係で検討していきたい。さらに、最後に、単なる利害関係だけではな

く、他者への配慮の裏付けになる感情の教育に腐心したルソーを高く評価しているマーサ・ヌバウムの考え（第四章）を簡単に紹介してみたい。

第一章 自由主義フェミニズム（男性と女性の差別）

この点に関しては、ルソーは18世紀の他の思想家たちに対しても異常に旗色が悪い。モンテスキューやコンドルセやディドロやダレンバール達は、いち早く、女性解放の立場を表明していたのに対して、ルソーに於いては、政治に対する参加が認められる市民（le citoyen）としては、男性のみが考えられており、女性には家庭内での役割が認められているだけだったからである。ルソーは政治社会の人工性を主張する一方で、家庭内では自然主義者であり、男女の生物学的差異に基づく性別役割分業を認めていたのである。

例えば、先述のメアリ・ウルストンクラフトは、オランプ・ド・グージュの「女性と女性市民の権利の宣言」の前年の1790年に出された『女性の権利の擁護（*A Vindication of the Rights of Woman*）』において、次のようにルソーを批判している。

「かくして、人類の諸権利は、アダムの子孫である男性に限定されてきたのである。ルソーは、男性の優越をさらに遠くまで推し進めようとした。何故なら、女性の純潔を守り、世間の目に対して、彼女たちの亭主の選択を正当化するために、女性たちに、人類の情熱によって生み出された男たちと習俗に関する何等かの認識を与えることが必要ないとすれば、彼は、女性を、非常に深い無知の状態の内に放置しようと努める人々をとがめだてしないことをほめかしたからである。さもなくば、彼女たちは、おそらく、彼女たちが、知性をソフィ（『エミール』第五編に登場するエミールの配偶者）の様に装うために用いる権限を与えられるだろう、結婚後の最初の年月の間の例外を除いて、その知性の行使によって、その官能的な魅力とその無知とを失うことなく、家で、静かに種を繁殖することができるだろう」（Wollstonecraft, M., 1790）。

ウルストンクラフトによれば、ルソーは、いくつかの箇所、原因と結果を取り違えている。愛に対する女性の強迫観念は、女性が家に閉じ込められていることと、公的領域から排除されていることの結果なのである。従って、単に、感情は、ただの（結果としての）出来事に過ぎないのである。ルソーに抗して、公の偏見を超えて、自己を高めなければならないのであり、女性を、男性がやっと享受できた人権の範囲から排除するための如何なる理由も存在しないのである。女性は家に閉じ込められたから、依存的になったのであって、自然本性的に依存的なわけではないのである。

現代の代表的フェミニストの一人、スーザン・モラー・オーキンの批判（Okin, S. M., 1992）は、体系的なルソー批判の代表的なものであろう。

オーキンは、ルソーを、プラトン・アリストテレスよりも後で、ミルに先立つ思想家の中では、第一の地位を占める存在として重視している。

オーキンによれば、ルソーは、女性の分離と抑圧を合理化してきた家父長制的文化の最も普遍的な諸規則を支持している。ルソーは、女性を、その本性（自然）によって、すなわち、生殖過程に

おける女性の機能によって、定義しているというのである。女性の機能は、先ず第一に、身体的で感覚的なものであり、男性の機能は、創造的で知性的なものであって、女性は、直観的だが、合理性に関する内容に於いては無能であり、抽象的な思惟に取り組むことはできないというのである。オーキンの立場は、基本的にウルストンクラフトの延長線上にあり、人間の不平等の起源を探求することを選択したルソーは、男性と女性の間の不平等の起源に関しては放置し、男女間の不平等を残してしまつたと批判するのである。

さらにフランスのバダンテールは、ルソーの反動的体質を進歩主義者のコンドルセーと対比して際立たせている。ルソーが自然主義であるのに対して、コンドルセーは合理主義であり、ルソーが差異化主義者であるのに対して、コンドルセーは、普遍主義者であり、ルソーが男女に関しては女性の不平等と義務の教育の賛同者であるのに対して、コンドルセーは、女性の平等と権利の教育の擁護者とされるのである。実際、ルソーは、政治理論においては、反自然主義の立場に立っているのに、男女の問題に関しては、自然主義の立場に立って、女性には自然的に母性本能があるので、子育ては女性の仕事であると主張しており、バダンテールは、そうしたルソーの二枚舌をオーキンと同様に批判しているのである (Badinter, E., 1989) (Badinter, E., 1987)。

また、C. ペイトマンは、その著作『性契約 (*The Sexual contract*)』に於いて、オーキンらの批判を踏襲している。ペイトマンによれば、ルソーの主張に従えば、女性たちは、男性たちが、市民社会を誕生させるために克服しなければならないもの、つまり欲望や利己愛を代表していたのである。つまり、自律と自由は、性的な抑制と結びついていたのである。そして、その証明は、次のようになされる。つまり、社会契約は男性的な誕生の、人工的政治体の誕生の物語であり、それは、理性の働きであって、生殖の働きではないのであり、精神の純粋な創造であって、虚構なのである。従って、契約は、男の仕事でしかあり得ず、排他的に兄弟愛的な絆ということになる。つまり、ルソーは、奴隷制の権利を拒絶し、参加型国家を一方で男性に対して擁護しつつ、その前提として女性たちの奴隷的服従を要求しているというのである。ペイトマンによれば、ルソーの一般的政治学と性の政治学は、相互補完的であって、構造上、彼の一般的な政治学に、女性を包括することは不可能ということになってしまうのである。

しかし、ここからペイトマンは、オーキンとは多少袂を分かっていることが理解されよう。つまり、オーキンは、資本主義の誕生に結び付いているフェミニズムの観点から見直された政治的リベラリズム、すなわち、女性に男性と同様な自由と独立を獲得させることを擁護していたのであるが、ペイトマンは、さらに進んで、リベラリズムそのものの限界に気づいていたのである。ホップズ、ロック、ルソーに共通する契約主義の限界、リベラリズムの限界は、自律して独立した自由な個人を無批判に前提してしまっているという限界なのである。

こうしたペイトマンのリベラリズム批判は、直接、以下に述べるルソーの同質性批判の問題 (第二章) に繋がっていくことになる。

彼女たちの主張は、多くの点で、当たっていると言わざるを得ないと思われる。ルソーが男女役割分業主義者であったということは否定できない事実であろう。ただ、ルソーが現代に生きていたとしても、男女の性差を最小化していこうという運動には組しないのではないかと考える。彼は、

男女の性差を否定していたとは到底思えないからである。もしルソーが現代に生きていたとすれば、両性の違いを認めた上で、両性が幸福に暮らしていける道を模索するということになるのではないだろうか。

次に、ルソーに対する同質性批判という本質的な批判について検討してみよう。

第二章

同質性批判（依存せざるを得ない人々の切り捨て）

こうしたリベラリズム的批判からの離脱から派生するのが、同質性批判（la critique de la homogénéité）という第二の道である。キャロル・ペイトマンを踏襲して、セイラ・ベンハビブは、ネットワークから引き抜かれて、脱肉体化された主体（服従者）を前提するリベラリズムの伝統を公然と批判している。ホップズの自然状態から、ロールズのオリジナル・ポジションに至るまで、諸主体は、如何なる関わりや相互の愛着もなく、相互に関心を持たないまま利己の利害にとらわれている存在とされてきたのである。こうした契約主義者たちの自立に関するリベラルな見方は、有害である。何故なら、社会契約は、悟性と意志が同じ歩調で歩むことが保証されている男性にだけ取っておかれた理性の産物だからであり、そこからは、依存を余儀なくされる女性や障害を持つ人々は一律に排除されているからである（Benhabib, S., 1986）。

自律と公の男性の領域と、ケアや紐帯と女性の家庭の領域との間の分離は、古典的な契約主義（ホップズ、ロック、ルソー）の遺産なのであり、こうした分離は、現代の政治理論においてもなお優勢である。

ジョアン・B・ランズは、『フランス革命時代における女性と公共圏』（J. B. Landes, 1988）という著作において、ルソーをブルジョワ的公共圏の形成のアイコンとして、女性に対する公共的・政治的役割の拒絶の象徴としている。フランス革命の立役者たちにたいするその決定的な影響によって、ルソーは、女性を除外しただけでなく、女性に対抗する共和国の基礎づけを行った張本人だったのである。

ランズに従えば、ミラボーは、その著作『国民教育論』において、ルソーから、古代に関するルソーのモデルを借りている。すなわち、能動的な男性は、外部へ、政治的・経済的自由へ、祖国愛へと運命づけられているが、そこでは、受動的な女性は、本性（自然）によって内部へと運命づけられており、配慮の秩序に閉じ込められているのである。そして、そうした、配慮の秩序においては、女性たちには、市民的・政治的権利は必要ないのである。こうして、ルソー的図式の普及によって、私的な生と公的な生、母性愛と祖国愛的市民性を結び付ける新しい国民的な性的な自己同一性が、鍛え上げられるのである。それ以後、祖国愛は、母の愛へと、投錨され、そこから、母なる祖国をかたどる、豊かな図像が生じるのである。母乳のように、飲まれなければならないのは、この祖国愛であり、革命的熱狂を養うのは、この愛なのである。

ランズは、ペイトマンと同様に、性政治は、ルソーの政治学に組み込まれているが故に、逆に男女の差別を固定化する方向に働いていると主張するのである。

こうした、公的領域と私的領域の切り分けは、配慮を必要とする依存を余儀なくされる人々を私的領域へと封じ込め、公的な政治空間から締め出し、公的な政治空間を自由に独立した男性の独占物にしているというのである。

この問題に関しての通説では、ルソーはやはり近代を代表する哲学者として扱われる。何故なら、彼は啓蒙主義の思想家の中でも、突出して「依存」を嫌い、「独立」と「自由」を称揚する思想家だからである。

近代は、やはり人間を人間として社会から独立させることを目指していたと言わざるを得ないだろう。ルソーやその継承者であるロールズを含めて、近代のリベラリストは「依存を余儀なくされている人々」を切り捨ててきたと言わざるを得ないような気がする。

このことは、『社会契約論』第一章冒頭の有名な言葉が端的に現している。

「人間は自由なものとして生まれたが、しかも至る所で鎖につながれている。他の人々の主人であると信じている者も、その人々以上に奴隷であることを免れてはいないのである。このような変化がどうして起こったのか。私には分からない。それは何によって正当化されているのか。私はこの問いなら解き得ると思う」(O. C., t III, Du contrat Social, Livre I, chapitre 1, p. 351)。

この言葉の内実は、人間は独立(⇔依存)したものとして生まれたが、社会の中で「人間への依存」を余儀なくされているということである。人間への依存は、主人と奴隷の双方から自由を奪い、双方を無際限に増大する欲望の虜にして、本来的に人間に備わって共感感情(pitié)を圧殺していく元凶なのである。

ここから分かるのは、一部のフェミニストたちの「ルソーは依存を余儀なくされている人々を一律に切り捨てた」という批判(同質性批判)(Young, I. 1990)は、この文脈に従う限り、免れることはできないだろうということである。何故なら、ルソーの全哲学において、「自由」は常に中心概念であり、その前提には常に「独立(indépendence)」すなわち「依存していないこと(indépendence)」が置かれていたからである。こうした主張からは、確かに「依存を余儀なくされているひとへの関わり」としての「配慮(ケア)」の観点が欠落しているように思われる。この批判には、ルソーを含めた近代の理念に対する強力なアンチテーゼが込められており、これからの政治学・哲学が必ず答えていかなければならない重要な論点を突いていると思う。

しかし、他方で、そのために、近代が獲得してきた様々な肯定的な価値も簡単に放棄してしまっただけのものではないだろう。何故なら、極度に依存的であった中世的な社会からの解放を求めたからこそ革命が行われたし、そうした依存からの自由を求める戦いから人権思想が生まれ、そうした思想によって、奴隷解放、黒人の市民権運動、女性解放が行われてきたのも事実だからである。

これからの我々に課せられた課題、それは、近代が獲得した肯定的な遺産を継承しつつ、崩壊の危機にさらされている「社会にあるべき相互扶助の仕組み」を人為的に建設していくという課題である。

この問題に対して一つだけ付言しておく、ルソーは、上記の『社会契約論』での理想である「市民(le citoyen)」とは別に、彼のもう一つの主著である『エミール』では、「人間(l'homme)」と

いう理想を掲げている。「市民」の徳は、強い「意志」と「共通善」を見抜くための合理的な「理性」であるが、「人間」に求められる徳は、むしろ、他者に対する深い思いやりの感情である。共感こそがルソーにおいては「人間」の原理なのである。そしてこの共感とは、まさに共に苦しむこと（共苦 = la compassion）に他ならない。この点が、ロールズの英米系の社会契約論者たちとルソーを分かつ点になるかもしれない。フェミニズムの思想家の中には、近代を代表する思想家としてのルソーを批判するフェミニズムの思想家たちに抗して、こうした共感というルソーの思想の他方の側面から、今後の社会について考えていくために、ルソーに学ぶことの必要性を説く論調もうかがえるのである。

結論から言えば、上記の二つの章で扱ったルソーに対する二つの批判は、残念ながら大方当たっていると云わざるを得ないように思われる。

しかし、それにも関わらず、現代の我々はルソーに学ぶのだろうか？そのことを次に考えていきたいと思う。

第三章 ルソーに学ぶべき点はあるのか？

ルソーの復権は、まずは、その自然主義を洗練させることに存している。すなわち、性に関するルソーの概念は、素朴な差異化主義ではなく、両性の間の関係についての精巧な理論に繋がるのである。

『ジャン・ジャック・ルソーの性政治』（Schwartz, J., 1984）において、ジョエル・シュヴァルツは、ルソーの自然主義を再評価している。彼によれば、女性と男性に両極化する身体的な差異を強調することによって、ルソーは、体形についての教えを与えている。すなわち、女性が男性に依存するのと同様に、男性も女性に依存しているのである。性は、我々に、我々は互いに搾取することなく協働することができることを教えているのである。すなわち、我々の性的エネルギーは、我々が政治的にも相互に依存しあうことを可能にするはずなのである。ルソーの思想の内には、オーキンが正しく強調していたように、特定の家父長制的な要素が見いだされるのは確かだとしても、だからといって、ルソーの哲学には、男性の支配を賛美するようなものは一切存在してはいない。シュヴァルツによれば、ルソーの教えは、次の二つの方向に引き裂かれている。すなわち、第一の教えに従うと、我々は、（道徳的、性的）依存によってのみ幸福と自由に到達することができるが、第二の教えに従うと、幸福は、自律を、そして、従って、性の抑圧を前提するのである。

ところで、シュヴァルツに従えば、今日、自由をもたらしめているのは、第二の理想（男性的自足という理想）なのである。その御蔭でその相違にも関わらず平等が保持されるどころの第一の理想よりも困ったことに、第二の理想は、女性に、より劣った地位を割り当てているのである。ただ、このシュヴァルツが指摘する第一の理想を提示しているという点で、フェミニズムの観点からも、ルソーは再評価される可能性はありそうである。

シュヴァルツは、そこから、ルソーは、真の性的平等を確立することを心がけて、異なる仕方

性に対処したのだと結論する。女性の間接的な権力、言わば、人間的な相互依存と相互支配という真実こそ、最終的に、両性にとって有益なのである。しかし、シュヴァルツが、女性の特性を依存的でケアに適しているという風に固定化している点は問題であろう。そうした特性は、必ずしも両性に固定的に配分されるものではないからである。

また、ルソーは、オーキンらが指摘するようには、私的領域と公的領域を画然とは区別してはいない。むしろ、ルソーは、私的領域から公的領域への感情の範囲の拡張を支持しているのである。ルソーは、『エミール』において、プラトンの『国家』の教育論を次の様に批判している。

「あたかも契約による絆を結ぶのに自然の手掛かりは必要ではないかのようだ。身近な人々に対する愛が、国家に対して持つべき愛の原理でないかのようだ。家族という小さな祖国によってこそ、心が大きな祖国に愛着を持つようになるのではないかのようだ。善き息子、善き夫、善き父親こそ、善き市民をつくるのではないかのようだ」(O. C., t. 4, *Emile*, p. 700)。

つまり、ルソーによれば、自己愛から、法(祖国)に対する愛への漸進的拡張は、習俗の伝承と、情感の原初的形成がそこで行われるところの家族の媒介を前提しているのである⁽²⁾。

ペイトマンや、ベンハビブやランズたちは、こうした公的領域と私的領域の区分は、ルソーの政治学全体の構造の一部なので、男女差別は、ルソー政治学の構造的・必然的帰結だと結論づけていたが、果たして、本当にそうなのだろうか?この点に関しても、ルソーを擁護する立場からの立論がなされている。

すなわち、女性を公共領域から排除するルソーの議論を維持することなしに、ルソーの市民についての概念の特定の側面を再適合化することが可能だという主張である。一言で言えば、母性的に考えるようにすることが問題なのであるが、母性的に考えることとは、それが、公の領域の中心であっても、依存している人々や傷つきやすい人々を、政治的議論の基礎として擁護することを主張することなのである(Elshtain, J. B., 1981)。

また、『ルソーと両義性の政治学』(Morgenstern, M., 1996)において、ミラ・モルゲンシュテルンは、自律の理念を、真正性(Authenticity)の理念として再定義している。すなわち、或る人が、操作や圧力を被ることなしに、その選択において、承認されるや否や、真正な仕方で行為することになるというのである。彼女によれば、自律とは、**自己措定(Self-position)**というよりはむしろ、主体が、自分のものとして承認する諸価値に応じて、自らの信念や自らの行為を引き受けられることができるということを前提する**自己実現(Self-actualisation)**なのである。この観点からすると、ルソーは、女性差別主義者でもフェミニストでもない。彼は、自己実現としての真正さと、こうした理念の伝達の媒介者としての女性を評価するのである。ジュリの死は、オーキンが主張するように、その実践的世界の犠牲者という立場を反映しているだけではない。モルゲンシュテルンによれば、ルソーのヒロインの悲劇的運命は、貴族社会に於いては、女性に関する伝統的概念は、社会において維持される解放の約束と両立しないということを暴露しているのである。

モルゲンシュテルンは、ルソーは、「解放の約束を、さらに、そこでは女性が決定的な役割を果たすところの社会的紐帯や共同体への配慮を前提する真正さの理念へと推し進めようとしていた」と主張するのである。彼女によれば、ジュリの死とソフィの墮落は、ルソーが『エミール』第五編

で展開された教育の理念にはとどまることが出来なかったことを示しているというのである。こうした悲劇的な結末は、先行するもの（クラランの理想、理想的女性としてのソフィ）を無効にしているのである。彼女は、ルソーの描く女性の真正さへの希求をルソー自身のものとして、ルソー自身が『社会契約論』で描く契約主義的国家観をルソー自身に乗り越えさせようとしているのである。

他方、マリー・セイドマン・トゥルイユは『啓蒙時代の性政治：ルソーを読んだ女性作家たち』（Trouille, M. S., 1997）と題された著書において、デビネ婦人、ジャンリ婦人、ロラン婦人、スタール婦人などの数人の女性の著者を研究した。彼女は、ここで、18世紀最大のベストセラーとなった『新エロイズ』の人気の秘密に迫っている。彼女によれば、この小説が女性たちの人気を呼んだ背景には、主人公のジュリヤサン・ブルーが女性を抑圧する諸制度や不公正な慣習に激しく反抗しているという事実があるというのである。家父長制が厳しく支配するアンシャン・レジームの体制下にあつて、息苦しさを感じていた女性たちの深い共感を呼んだのが、この小説だったのである。トゥルイユによれば、この小説の中の最もフェミニズム的であるパッセージは、彼らの別れの後で、ジュリからサン・ブルーに書かれた手紙の中にある。すなわち、彼女が愛してもいない男と、父親によって、結婚させられたことを想起しつつ、ジュリは、不正な慣習と、彼らの自然を抑圧する社会的な決め事の犠牲者である若い女の子に課せられた強制を嘆くのである。ジュリの心の叫びは、この文学の頂点である。すなわち、女性の運命に共感しているルソーは、女性を抑圧する諸制度や不公正な慣習に激しく反抗しているように思われるのである。

『新エロイズ』のルソー自身の記述を振り返っておこう。

「地位は功績によって、心の結びつきは、その選択によって、取り決められるようにしよう。そこにこそ、真の社会秩序があるのだ。地位を生まれや豊かさで決める人々は、こうした秩序の真の攪乱者である。非難され、罰せられるべきなのは、そうした人々なのである。」（O. C. tome II *Nouvelle Héloïse*, p. 194）

また、ペニー・ヴァイスとアン・ハーバーは、ルソーを共同体主義的フェミニズムの観点から読み直すことを試みている（Weiss, P. et Harper, A., 1990）。

彼女たちによれば、愛に基づく家族に関する理論は、市民の道徳性を維持したいという欲望に由来することになる。すなわち、隣人に対する愛がなければ、より広範な共同体に対する愛を發展させることは困難なのであり、家族愛と祖国愛は密接に関係しているのである。こうした相補性と差異化された完成のモデルには、破廉恥なところは全くない。すなわち、女性が道具化されているとしても、男性も同様に道具化されているのであり、両性は、全ての社会的な事象の只中で、その役割を果たさなければならぬのである。また、彼女たちは、ルソーが、公が私よりも優れているとか、思弁が、実践理性より優れているとか、理性が感情より優れているとかいうことは、決して述べていないということも強調している。ルソーは、18世紀の哲学者としては例外的に感情に理性と同等の重要性を認めていたのである。最終的に、ルソーの家族は、義務と公共善への献身が生じる場所として現れたのである。そして、そこに、闘争と競争を超えて、愛着と協働への道を切り開くことによって、フェミニストが追求するべきものが見いだされるのである。

ルソーは、冤罪を晴らされるだけではない。すなわち、ルソーの家族に対する感情的な見方は、

自由主義の冷たい計算に対する代替案なのである。ルソーはホモ・エコノミクスを創出することによって、市場原理主義の誤謬を導き出した自由主義的契約主義に対する一種の解毒剤たりうるというのである。

ヴァイスは、別の著作『ジェンダー化された共同体—ルソー、性、政治』(Weiss, P. A., 1993)において、この考えを更に展開している。彼女によれば、ルソーによって擁護される市民的自由は、英米の自由主義者たちがこだわるブルジョワ的自由ではない。その自由は、独立という仕方では生き残ることではなく、協働することであり、共同体のために自己を犠牲にすることに存しているのである。疎外の真の源泉は、他の所にある。すなわち、そこでは、家族が寸断されるような社会、金でつながるような友情、搾取の源泉である経済と政治に導くのは、特殊利益の排他的追求なのである。『エミール』における自由のルソー的定義(資源と欲求の均衡としての自由)に戻るならば、その場合、女性も男性と同様に、自由でありうるということが、帰結するはずなのである。ルソーは、ヴァイスによれば、フェミニストと同様に、平等で相互依存的な共同体の基礎を確立しようと欲しているものであり、フェミニズムは従って、エゴイズムと競争の精神を超越することによって、共同体を強化することに貢献する家族の領域を思惟するために、ルソーの哲学から触発される必要があるというのである。

以上の、ルソーをフェミニズムの観点から評価する議論を纏めると以下の様になるだろう。

ルソーが男女に認めていた自然的な差異は、最新の生物学や脳科学の知見からしてあながち的外れではなかったのである。人間の脳には、長い狩猟採集生活時代の遺伝的差異が色濃く残っており、人類の短い歴史がその差異を上書きするまでには至っていないのである。そうだとすれば、その差異を無視しない仕方で、男女が幸福に暮らせる平等な社会を考えていかなければならないのである。しかし、ルソーは、男女の差異を全て自然に還元してしまうわけでもない。むしろ、彼は、男女の分業は、社会を効率的に営むために要求されて、社会と文化によって形成されたものだとも考えているのである。このことを男女役割分業の肯定としてとらえれば、従来のフェミニズムからは批判されてしかるべきだろう。しかし、このプロセスの中で、ルソーは決して女性の役割を軽視しているわけではない。むしろ、依存が不可欠な人間を取り残さない配慮を担う存在として特別の地位を与えているのである。ルソーが依存を嫌い独立を称揚しているのは事実である。しかし、ルソーが依存の解消のために提案しているのは、欧米流の自由主義ではなく、社会契約による事物の如き法への依存による人的依存の解消なのである。これは、あらたな社会への依存の創造であって、自由主義的解釈に見られるようなホモ・エコノミクスの創出では決してないだろう⁽³⁾。

ルソーは、ケアのフェミニストがまさに批判しているブルジョワ的個人の繰り広げる自律の理想と遂行への命令が支配しているところの、利己主義的で競争的な世界を批判しているのである。ルソーの人間観は、アトム的な個人というよりは、むしろアリストテレス的なポリス人間(ζωον πολιτικον)観に近いのである。つまり、ルソーにあっては、人間は、国家の中で、国民として育つことによって、はじめて人間らしい人間になるのである。ホップズやロックには、「社会への依存」

を肯定的に捉える視点はあり得ないだろうが、ルソーにおいては、人間は社会に依存することによって初めて人間として完成するのである⁽³⁾⁽⁴⁾。

また、ルソーは女性の果たす政治的な重要性を称揚しているのは確かである。政治学に於いては、殆ど顧り見られることのないルソーの『新エロイズ』の主人公ジュリは、娘であるジュリを家長の権威で押さえつける家父長制的な父親デタンジュ男爵に徹頭徹尾反抗して死んでいくのである。ここからは、女性を身分制と家父長制のしがらみから解放したいというルソーの政治的意志がはっきりと読み取れるだろう。また、『ダランバール氏への手紙』では、男性を祖国愛に目覚めさせ、子どもを立派な市民に育てる女性の政治的役割が強調されていた。社会契約論的な国家の意思決定から女性が締め出されているのが確かだとしても、女性の政治的役割の重要性は、ルソーの思想から排除されているわけでは決してないのである。

また、ケアの政治学は、社会契約論は、自立していない依存的な人々を一様に政治の世界から切り離してきたと批判してきたが、ルソーの場合、社会契約が実現する世界は、無際限に増大する利己愛に毒された依存を解消することによって、人間の間には純粋な感情が復活した世界であり、そこでは、他者への深い共感が支配しているはずなのである。この点が、ルソーを他の契約主義者たちと分かつ重要なポイントであろう。

第四章

マーサ・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチとルソー

ヌスバウムは、ケアの政治学の立場からの契約主義の批判を十分に意識しつつ、社会契約主義の欠陥を補完しながら、ロールズに代表されるリベラリズムを引き継ぐことを、ケイパビリティ・アプローチの立場から試みている (Nussbaum, M., 2006)。

ここでは、ルソーの思想を現代に生かしなおすためにも簡単にヌスバウムの考え方の概略を示しておきたいと思う。

先ず、ヌスバウムは、ロールズに代表される契約主義の問題点を次の四点にまとめている。

- ①相対的な社会的地位を、富と所得に着目して測定していること。
- ②契約の当事者としての人間の資格として理性的存在であることを要求していること。
- ③社会契約の当事者たちは力と能力においてだいたい等しいという想定。
- ④人は相互有利性を目的として社会契約を結ぶという前提。

①に関して言えば、富と所得においてたとえ恵まれていたとしても、身体や精神に障害を持っている場合には、社会において十分に幸福が実現されているとは言えず、基本的人権の実現度を測定するためには、非常に不十分だということが指摘できる。例えば、女性が大金持ちだったとしても、普通選挙権が与えられていないとすれば、それは不平等の極みなのである。

②に関して言えば、たとえ理性的能力に於いて欠けていたとしても、それが社会の構成員として享受すべきものに対する権利を制約する根拠にはなりえないはずなのに、契約主義では、そのよう

な構成員は、契約の当事者から排除されてしまう。

③に関して言えば、精神や身体能力の点で非常に劣っていたとしても、当然のことながら、同等の権利を持った社会の構成員であるはずなのに、社会契約に参画する条件として、能力の上での大体の平等が前提として要求されてしまうことになり、ケアの政治学が問題にするように、依存を余儀なくされているようなメンバーが社会から排除されてしまう。

④に関して言えば、たとえば、一方的に福祉の享受者になるような依存を余儀なくされているような人は、社会に与える利益を考えにくい、このことは相互利益のための契約という考えに馴染まない。ところが、そうした人々を社会に包摂していくことは、まさに正義が要求するところなのである。

ヌスバウムは、契約主義が想定するような、自然状態から出発して、ほぼ同質的な自由で独立した諸個人が、相互の利益の為に結ぶ契約ではなく、「全ての社会の構成員の基本的な能力が最低限の閾値を超えて発揮されること」を社会形成の原理とすれば、こうした社会契約説の限界を乗り越えて、正義のフロンティアを拡張できるというのである。

ヌスバウムは、ケアの政治学の観点から一方では全面的に受け入れている。彼女は、ケアの政治学が自律的で合理的な主体の間の相互関係に与えられる優位を非難して、しばしば対称的ではない関係において捉えられる相互に依存する主体に関わる状況を正当化することを評価し、他方で、抽象的で、受肉しておらず、共感に対して盲目的であると判断されるロールズの理論の欠陥を補完しようと試みているのである。有害な素朴さ（相互依存と傷つきやすさの忘却）の重荷を下ろし、カント的義務論とカントの公平さに関する抽象的な見方から解放された自律の理論を、全く新しく打ち立てることは、自己保存や、生命と社会的絆、すなわち、他者への気遣いや配慮の回復に結び付く見えない秩序を明らかにすることを前提しているのである。根源的にリベラリズムを批判して、正義のフロンティアを再定義し、傷つきやすさの人間学を展開しようとするのが、依存と必要に対して援助することを尊重することを可能にするのである。リベラリズムに「ケイパビリティ」（生きられるに値する生を護るために国家が分配すべき権利と財）に対する配慮を統合することによって、ヌスバウムは、明らかに、リベラリズムに「ケア」の政治学に由来する批判を克服させようとしているのである。

ヌスバウムは、ケアの政治学のように、社会契約主義を批判することによって、近代リベラリズムの成果を危険にさらすことを避け、リベラリズムの成果を生かしつつ、契約主義の欠点を乗り越えていく道を、ケイパビリティ・アプローチに求めて行くのである。

その際、ヌスバウムが重視するのが、相互有利性の追求を超えて、権利を主張しない存在にまで、手を差し伸べることを我々人間に可能にする共感感情である。そして、その観点から、この感情の教育の重要性にいち早く気づいていたルソーを高く評価するのである。その証拠に、契約主義リベラリズムの批判的継承を主眼とする彼女の『正義のフロンティア』は、その批判の遡上から、ルソーを意識的に外しているのである。

彼女自身の言葉を聞いてみよう。

「ルソーは、道徳的感情を鍛錬できること、つまり、道徳的感情が教育を通じた教養 (culture) として価値を持つ可能性に対して継続的な注意を捧げた、社会契約に関する唯一の古典的理論家なのである。」

「人間に基本的に備わっているものはホッブズのというよりもルソー的であるように思われるだろう。理にかなったやり方で他者の苦痛に気付かされたならば、私たちは彼あるいは彼女に手を差し伸べるだろう。問題は、私たちはほとんど常に他のことに気を取られており、他者の苦境を理解するのに十分な教育を受けておらずまたそうした苦痛を想像力の教育を通じて自らにおいて鮮明に思い描くようには導かれていない、ということである。」(Nussbaum, M., 2006)

ヌスバウムによれば、正しい社会の実現は、有用性の如何なる機能も正当化し得ないような(とりわけ経済的な)犠牲を要求するが、利害を超えて、正義の感覚の特殊な形成の根源には、共感が存在しなければならない。すなわち、共感の御蔭で、我々は、我々自身の善の一部として他者の善を考慮に入れるのである。ヌスバウムにとっては、ルソーへの回帰は、自由の受肉した次元、すなわち、道徳的・政治的生における情動の役割を考慮に入れるという仕方で、自律を再定義することに貢献するのである。

彼女は、こうした考察を政治哲学全般に拡張し、次々と著作を書き上げている。その成果が、2003年の *Hiding from Humanity -Disgust, Shame, and the Law-* (Nussbaum, M., 2003) や、2013年の *Political Emotions* (Nussbaum, M., 2013) であり、彼女はここで、ヘルダー、モーツァルト、コント、ミル、タゴールに並ぶ、感情の政治学の先駆者としてルソーを称揚している。ただ、彼女は、感情を政治学の基礎に据えることの危険も十分に理解している。ただ、例えばカントのようにその危険を過大視しすぎることによって、その効用を無視してしまうことは出来ないことも同様に理解しているのである。彼女は、その危険に十分注意を払った上で、政治にこの感情を応用するための方策を模索しているのである。彼女は、そのために、教育と制度の役割を重視する。すなわち、傷つきやすい人々や抑圧されている人々の立場に身を置くことを学び、我々の自然的依怙臆と高邁さの限界を超えて、共感の及ぶ範囲を広げていくことが教育と制度の役割なのである。

成果と展望

ルソーをホッブズからロックを経てきた社会契約論の完成者と見れば、オランプ・ド・グージュが鋭く見破った通り、ルソーは、単なる「男と男市民の権利」の擁護者に過ぎなかったかも知れない。しかし、ルソーには、『人間不平等起源論』に見られるように文明批評家の側面があり、同時代の啓蒙思想家たちのように、彼は、文明の開化を手放しで喜んではいなかったのである。人間をあらゆるしがらみから解放してバラバラにし、利己愛を原動力とした自由競争にさらして、アダム・スミスの『国富論』が主張する「見えざる手原理」に従って、物質的富を増大させたとしても、人々は決して幸せにはなれないことを見通していたのである。

ルソーは、来るべき社会の新たな紐帯として、感情を重視していたのであり、ヌスバウムは、この感情に、社会契約論の欠陥を乗り越えて、依存せざるを得ない人々を社会に包摂する手掛かりを

求めているのである。

この考察は、「ケアの政治学からの契約主義的自由主義の批判」をルソーの政治学の立場からしっかりと受け止めるところから出発した。確かに、ルソーはホップズに始まりロックが展開した契約主義の延長線上に位置していることから明らかなように、彼の主張には、ケアの政治学からの批判に当てはまる側面も多々あることは確かである。カントやロールズと同様に、「自由で独立の依存していない市民」を契約の当事者としている点では、当然批判が妥当するであろう。しかし、今回の研究の結果、ルソーの契約主義者としての異質性が、逆に、フェミニズムと共闘する可能性につながることもある程度見えてきたように思われる。フェミニズムという新たな観点からルソーを読み直した結果、契約主義者としてのルソーの特異性が逆に見えてきたのである。

今回の研究の結果、フェミニズムの観点から、ルソーを読み直すこと、とりわけ『新エロイズ』を批判的に読み返してみる必要性を強く感じさせられることとなった⁽⁵⁾。

註

- 1) とりわけ、触発されたのは、岡野八代氏の『フェミニズムの政治学—ケアの倫理をグローバル社会へ』（2012）である。
- 2) ルソーは、この家庭という私的領域から人類への共感感情の拡張を次のように記述している。「利己愛（l'amour propre）を他の存在の上に広げ、これを徳に変えよう。そして、人間である限り心にこの徳の根を持たないものは存在しない。私たちの配慮の対象が私たち自身と直接の関りを持つことが少なければ少ないほど、特殊的な利害に由来する錯覚を恐れる必要は少なくなる。この利害を一般化すればするほど、それは一層公正になる。そして、人類に対する愛とは、私たちにあっては、正義に対する愛以外のなにものでもないのだ。」（O. C., tome IV, *Emile*, p. 547）
「憐れみの情（la pitié）が墮落して弱さにならないようにするためには、だから、これを一般化し、全人類の上に広げなければならない。そうすれば、正義と合致する限りにおいてのみ憐れみの情に身をゆだねることになる。あらゆる徳の中で、正義は人々の共通の幸福に最もよく協力する徳だからだ。理性的に考えても、私たちに對する徳から考えても、私たちの隣人よりも人類に対してはるかに大きい哀れみを持たねばならない。」（O. C., tome IV, *Emile*, p. 548）
- 3) 「二種類の依存が存在する。自然に由来する事物への依存と、社会に由来する人間への依存である。事物への依存は、何ら道徳性を有せず、自由を損なわず、悪を生み出さない。人間への依存は、無秩序なものであり、あらゆる悪を生み出し、これによって支配者と奴隷とは互いに他を墮落させる。社会においてこの悪を治療する何等かの方法があるとなれば、それは人間の代わりに法を置き、一般意志に、あらゆる特殊意志の作用を超える現実の力を与えることである。諸国民の法が、自然法と同じように、どんな人間の力も打ち勝ち得ない強固さを持つことができれば、人間への依存は再び事物への依存となる。こうして、共和国の内に、自然状態のあらゆる利益と社会状態の利益とを結合し、人間を悪から免れさせておく自由を、人間を徳へと高める精神性を結び付けることになる。」（O. C., tome IV, *Emile*, p. 311）
- 4) ルソーは、明らかに、人間が人間として完成するためには、社会が必要であることを主張している。「自然状態から社会状態へのこの推移は、人間のうちに極めて注目すべき変化をもたらす。というのは、人間の行為において、正義を本能に置き換え、これまで欠けていた道徳性を人間の行為に与えるからである。そのときに初めて、義務の呼び声が肉体の衝動に、権利が欲望にとって代わり、その時までは自分のことしか考えていなかった人間が、以前とは別の原理によって動き、自分の好み

に耳を傾ける前に理性に問い合わせなければならなくなっていることに気づく。この状態において、彼は自然から受けていた多くの利益を失うとしても、その代わり極めて大きな利益を手に入れる。彼の能力は訓練されて発達し、彼の考えは広がり、彼の感情は気高くなり、彼の魂全体が高められる。このような高所に達するので、もしこの新しい状態の悪用のために、彼が脱出してきたもとの状態以下に墮落するようなことがなければ、彼をもとの状態から永久に引き離し、愚かで視野の狭い動物を知性的存在であり人間たらしめたあの幸福な瞬間を、彼は絶えず祝福しなければならないだろう。」(O. C., tome III, *Du contrat social*, p. 364)

- 5) 今回の研究は、全体に渡って、現ソルボンヌ大学教授の Cérine Spector 氏の *Au Prisme de Rousseau: usages politiques contemporains* (Spector, Céline, 2011) の影響下にある。彼女とは、ルソーの体系的な解釈において、ほぼ同じ立場であることが確認できる (Spector, C., 2015) (Spector, C., 2019) こともあり、フェミニズムを研究するに当たり、大いに参考にさせていただいた。

参考文献

※ルソーの引用に関しては、全て、プレイアード版全集による。

Oeuvres complètes tome I-5 1959-1995 Bibliothèque de la Pléiade Gallimard

岡野八代 2012、『フェミニズムの政治学—ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房

Badinter, E., 1987, *L'Amour en plus*, 1987 Flammarion

邦訳『母性という神話』鈴木晶訳 1998 ちくま学芸文庫

Badinter, E., 1989, *L'éducation des filles selon Rousseau et Condorcet*, dans *Rousseau, l'Emile et la Révolution*, actes du Colloque international de Montmorency, 27 septembre-4 octobre 1989, éd. R. Thiéry, Monmorency

Gouge, Olympe de., 1791, *Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne*, 2017 independently published.

Benhabib, S., 1986, *Critique, norm and utopia: a study of the foundations of critical theory*, Columbia Univ. Press

Elshain, J. B., 1981, *Public man, private woman*, Princeton University Press

Landes, J. B., 1988, *Woman and the public sphere in the age of the French Revolution*, Cornell Univ. Press

Morgenstern, M., 1996, *Rousseau and the politics of ambiguity; self, culture and society*, Pennsylvania State University Press

Okin, S. M., 1992, *Woman in Western political thought*, Princeton

Pateman, C., 1988, *The Sexual contract*, Cambridge

Nussbaum, M., 2006, *Frontiers of justice: disability, nationality, species membership*, Harvard University Press

邦訳『正義のフロンティア—障害者・外国人・動物という境界を越えて—』神島裕子訳 2012年 法政大学出版局

Nussbaum, M., 2013, *Political Emotions: Why Love Matters for Justice*, Belknap Press of Harvard University Press

Schwartz, J., 1984, *The Sexual politics of Jean-Jacques Rousseau*, University of Chicago Press

Spector, Céline, 2011, *Au Prisme de Rousseau: usages politiques contemporains*, Voltaire Foundation Oxford

Spector, Céline, 2015, *Les paradoxes de l'autonomie démocratique*, Michalon

- Spector, Céline, 2019, *Rousseau*, Polity Press
- Trouille, M. S., 1997, *Sexual politics in the Enlightenment: Women writers read Rousseau*. State University of New York Press
- Weiss, P. A., et Harper, A., 1990, *Rousseau's political defense of the sex-roled family*, *Hypatia* 5: 3 p. 90-109
- Weiss, P. A., et Harper, A., 1993, *Gendered community: Rousseau, sex and politics*; New York University Press
- Wollstaonecraft, M., 1790, *A Vindication of the Rights of Woman*. Joseph Johnson
邦訳『女性の権利の擁護』（上下巻）藤井武夫訳 1975 清水書院
- Young, I. 1990, *Justice and the Political of Difference*, Princeton University Press

(あさだ じゅんいち：人間科学部人間科学科心理社会福祉専攻)

